

明らかにする方法 (有効期限内のもの)	①		【別表第一】 ①船員手帳 ②身体障害者手帳 ③無線従事者免許証 ④海技免状 ⑤小型船舶操縦免許証 ⑥宅地建物取引士証 ⑦航空従事者技能証明書 ⑧耐空検査員の証 ⑨運行管理者技能検定合格証明書 ⑩動力車操縦者運転免許証 ⑪猟銃・空気銃所持許可証 ⑫教習資格認定証 ⑬運転経歴証明書 (H24.4.1位後に交付されたものに限る) ⑭電気工事士免状 ⑮特殊電気工事資格者認定証 ⑯認定電気工事従事者認定証 ⑰療育手帳 ⑱戦傷病者手帳 ⑲警備業法第23条第4項に規定する合格証明書						
	1枚以上提示	1号書類	①運転免許証 ②旅券 ③在留カード ④特別永住者証明書 ⑤国又は地方公共団体の機関が発行した写真つきの免許証（規則別表第一に掲げられたもの） ⑥国又は地方公共団体の機関が発行した写真つきの許可証（規則別表第一に掲げられたもの） ⑦国又は地方公共団体の機関が発行した写真つきの資格証明書（規則別表第一に掲げられたもの） ⑧個人番号カード（写真付き住民基本台帳カード） ⑨国又は地方公共団体の機関が発行した写真つきの身分証明書						
※1号書類がなければ2号書類 ※本人確認書類をお持ちでない方には、聞き取りをさせていただきます。	②		<table border="1"> <tr> <td>イイ ++ イロ のの 複複 数数 枚枚 提提 示示</td><td>イ 2 2 口</td><td>           ①国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険の被保険者証 ②共済組合員証 ③国民年金手帳 ④国民年金、厚生年金保険、船員保険に係る年金証書 ⑤共済年金又は恩給の証書 ⑥申請書に押印した印鑑証明書 ⑦市区町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類         </td></tr> <tr> <td></td><td>口</td><td>           ①写真つきの学生証 ②法人が発行した写真つきの身分証明書（国又は地方公共団体の機関が発行したもの除く） ③国又は地方公共団体の機関が発行した写真つきの資格証明書（①を除く） ④市区町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類         </td></tr> </table>	イイ ++ イロ のの 複複 数数 枚枚 提提 示示	イ 2 2 口	①国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険の被保険者証 ②共済組合員証 ③国民年金手帳 ④国民年金、厚生年金保険、船員保険に係る年金証書 ⑤共済年金又は恩給の証書 ⑥申請書に押印した印鑑証明書 ⑦市区町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類		口	①写真つきの学生証 ②法人が発行した写真つきの身分証明書（国又は地方公共団体の機関が発行したもの除く） ③国又は地方公共団体の機関が発行した写真つきの資格証明書（①を除く） ④市区町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類
イイ ++ イロ のの 複複 数数 枚枚 提提 示示	イ 2 2 口	①国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険の被保険者証 ②共済組合員証 ③国民年金手帳 ④国民年金、厚生年金保険、船員保険に係る年金証書 ⑤共済年金又は恩給の証書 ⑥申請書に押印した印鑑証明書 ⑦市区町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類							
	口	①写真つきの学生証 ②法人が発行した写真つきの身分証明書（国又は地方公共団体の機関が発行したもの除く） ③国又は地方公共団体の機関が発行した写真つきの資格証明書（①を除く） ④市区町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類							